

審議会等会議録（要旨）

審議会等の名称	第1回甲州市行政改革推進委員会
開催日時	平成26年10月2日〈木〉14:00～16:40
開催場所	甲州市役所本庁舎2階第2会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	雨宮 信、小澤 健太郎、三枝 貴久子、坂野 さおり、瀧澤 美佐子、日原 佐徳、 細川 初彦、丸山 正次〈8人〉 〔敬称略・五十音順〕
欠席者	上矢 なぎさ、大島 節子〈2人〉 〔敬称略〕
事務局	田辺市長、藤枝政策秘書課長、手塚主幹、広瀬副主査
議題	1 委嘱状の交付 2 市長挨拶 3 委員、職員自己紹介 4 会長・副会長の選任 5 甲州市行政改革大綱についての諮問 6 甲州市行政改革大綱について〈事務局説明〉 7 意見交換
内容	次第に基づき以下のとおり進められた。 〈事務局〉 開会の辞 〈市長〉 各委員へ委嘱状を交付 〈市長〉 挨拶 〈各委員〉 自己紹介 〈事務局〉 事務局職員の紹介 〈事務局〉 会長及び副会長の選出について、「甲州市附属機関の設置に関する条例」に基づき説明 4 会長・副会長選任 甲州市附属機関の設置に関する条例に基づき、会長に丸山正次委員、副会長に細川初彦委員を互選により選任〈事務局案を承認〉 5 甲州市行政改革についての諮問 〈市長〉 諮問書を丸山会長へ交付 〈交付後、他の公務のため退席〉 6 甲州市行政改革について 〈会長〉 第3次甲州市行政改革大綱案1について、事務局からご説明を。 〈事務局〉 資料に基づいて、第三次甲州市行政改革大綱案1について説明。 人口推計に基づく人口ピラミッド、3階層区分人口推移について説明。 財政状況のグラフについて説明。職員定員管理について第1次行政改革、集中改革プランにより、平成22年度には、職員数が373名となったが、目標に、第三次行政改革大綱においては、退職者に対し、職員を採用していく案を提示。

〈会長〉ご意見ご質問があれば伺いたい。

〈会長〉22ページ以降の新しい案についての議論は、今日だけか。

〈事務局〉今後も何回か委員会を行いたい。

〈委員〉3ページの財政状況のグラフの単位は何か。

〈事務局〉1000円である。

〈委員〉現在までの庁内組織での議論は、どのようなものか。

〈事務局〉以下について説明、

- ・行政改革推進本部は、7月28日に開催、6億1千万円が普通交付税で減収となり、6億2千万円程度の削減案を策定すること、計画期間は、普通交付税の減収に対応し、7ヵ年の計画とし、中間年に見直しを行うということの2点が承認
- ・専門部会は、8月の課長会議において開催し、大綱案を提示し意見を求めている
- ・実務者による分科会は、9月29日に、全体会議を行い、その後に分科会を開催
- ・分科会では、第三次大綱案を提示し、10月中に第2回の分科会を開くことになっている。
- ・現時点では、それぞれの会において案を提示し、意見を求めている段階である。
- ・推進委員の意見を、特に反映させる必要があると考えており、委員会の議論を中心としたい。

〈会長〉雇用形態の議論については、重要であり、資料が欲しい。

〈事務局〉職員の身分は、①正規の職員、②地方公務員法第22条に該当する職員（正規の職員が病欠などで長期に欠けた場合についての補充、期間採用であり、継続的な採用ではない）③それぞれの課で臨時的に雇用する職員 の3パターンの職員がいる。課で臨時的に雇用する職員については、議論の対象に含めない。（臨時的に必要なに応じて雇用しているため）22条職員、正規職員を合わせた中で373名という考えをとっている。行政職に携わる職員に限定したいと考えている。

〈委員〉6億1千万円の縮減を考えたときに、行財政改革と共に民間委託を取り組んでも、厳しいのではないか。第3次大綱が数値目標を掲げて取り組むのであれば、もう少し踏み込んだものでないと厳しいと思う。庁内会議では、課長、リーダーは、自分の部署の削減には反対である。委員会の開催日程が少ないのではないか。市議会の議論で、議員の質問に対し、職員が、第3次行政改革大綱が策定されてから対応しますという旨の答弁をしていた。答弁者は、行政改革大綱に対して期待しているとも考えられるが、答弁の先延ばしというようにも感じた。甲州市にとって、第3次大綱は、重要な時期のものであり、大綱は、最終的に推進本部で決定するが、推進委員会の提言の段階では、制限をせずに当局には、耳障りでも、自由な議論、発言を心がけたい。

〈会長〉市当局からの案を、そのまま承認ということでは、意味がないと感じている。委員としての立場で発言しやすいこともあり、色々言える委員会にしたいと考えている。

〈事務局〉6億1千万円削減の数値目標について、文章での記載では、分かりにくいいため、具体的な実施計画を作成する予定である。

〈会長〉実施計画は、今後、作成されるが、委員の任期は2年であり、チェックしていきたい。

〈委員〉職員数の373人というのはどのような数字か。

〈事務局〉平成18年に、集中改革プランを策定し、類似団体等を参考に目標人員を平成23年4月1日時点で376人という目標設定を行った。この目標に対して、平成22年度に373人となったこと、また、近年、県などからの委譲事務が増えてきていること等、第4次一括法の影響を考慮し、373名という目標を設定した。

〈委員〉3市町村が合併し427名となった。現在の市の職員の状況を見ると、かなりきついものになっていると感じる。新しい仕事を行うというところまでいかない。提示案の職員数程度を維持しないと、身のある仕事ができないと感じる。また、民間に任せることができることは民間に、行政しかできない分野を行うのが本来であると思う。

〈事務局〉職員数については一番減った時で、363名であった。結果として、本来やらなければならない仕事が十分できていなかった。

〈会長〉今日は、どこまでの範囲で議論をして良いか。

〈事務局〉意見を聞かせていただき、推進本部、専門部会、分科会などに伝えていきたいと考える。

〈会長〉行革に関する内容の部分の議論は、今日はしないということか。

〈事務局〉内容も含めて議論をお願いしたい。

〈委員〉先ほどからでている6億1千万円については、3ページのグラフだとどれにあたるのか。

〈事務局〉6億1千万円については、大きく分けて2つある。歳入を増やす方法と歳出を減らす方法である。歳入を増やす方法として使用料を見直す方法があり、ふるさと納税の活用、未利用財産の売却などで歳入を増やすという方法が考えられる。歳出については、歳出総額の項目中の扶助費があるが、これは、社会保障経費であり、大部分が国が定める経費のため削減は非常に難しい。公債費は、これまで借り入れた地方債に対する償還金であるので、既に決められた償還となっており削減については、難しい。人件費も削減が難しく、これら3つの固定的な経費を義務的経費という呼び方をしている。人件費については、工夫の中でなんとかなってくると考えている。歳出の削減の効果が見込めるものとして物件費があり、これは、消耗品等を購入する費用であり、この部分については、削減が可

能なものとなっている。その他に補助費があり、これは、様々な補助金を団体や事業へ出しているものである。繰出金については、下水道や簡易水道事業において、使用料ですべてがまかなえないため、一般会計から赤字補填をすることになっている。これらについては、使用料の値上げを行うことにより、一般会計からの支出が押さえられることになる。

〈会長〉甲州弁ラジオ体操の CD を持ってきたが、甲斐市の取組でふるさと納税をしてくれた方へのプレゼントということで渡しており、爆発的にヒットしている。今までは、歳出面ばかり注目していたが、歳入面でも工夫の余地がでてきたと感じている。

〈事務局〉ふるさと納税の甲州市の状況として、6月から特産品のカタログを作成し特産品を充実させた。申し込みベースで8千5百万円であり、90%ぐらいは実際に寄付がされている。地域の活性化に有効であると考えている。今後の課題として、現在はJA、道の駅、ぶどうの丘などの公共的な団体と取引を行っているが、個人商店などに対象を広げる仕組みづくりが出来ればと考えている。

〈委員〉質問を2点したい。9ページの職員数が371名とあるが、これは、アルバイトとか契約社員を含めた数か。

〈事務局〉正職員だけである。

〈委員〉アルバイトや契約社員の数字はあるか。

〈事務局〉まだ集計していない。

〈委員〉それらも含めて考えていかないといけないかと思う。人件費総額が分からないので、全体が判らないものとなっている。7ページの市債残高は、どんどん上がっているが、実質公債費比率は下がっている。市債残高が増えているのは、金利の支払い等があると思うが市債残高は、なぜ増えているのか。

〈事務局〉甲州市で、実質公債費比率が、一番高いときには20.3%まであった。原因として、合併前に起債した償還の影響があった。起債については、一定の割合で普通交付税として市町村に返ってくる。起債の種類により、有利な起債、不利な起債がある。現状では、合併特例債という有利な起債を行っている。これは、元金、利子について70%が返ってくるものである。多くの事業で、合併特例債を活用しており、起債の残高は、上がっているが、歳入として交付税として返ってくるため、それほど負担にはならない。

〈委員〉平成24年度と25年度は、合併特例債で増えたのか。

〈事務局〉平成24年度25年度については、給食センターの建設、防災無線のデジタル化、中央公民館のリニューアル、小中学校の耐震など、非常に大きな事業が重なったためである。起債については、何でも良いというわけではなくて、将来に残るものだけに起債が認められている。起債については、財政課が作成している財政計画に基づき、行っているので、償還財源も、普通交付税算入を見据える中で行っており、現状では、心配ないといえる。

〈会長〉長期に渡って使用する建物については、当該年度だけで負担するのはおかしいとの考えで、長期に負担しようという、これが建設公債の考え方である。

〈事務局〉合併せず、今までの従来債権と呼ばれているものであれば、交付税算入がないものであれば、非常に大変な状況になっていたと考えられる。学校の耐震化では、合併特例債では95%が返ってくるが、学校施設整備債では、概ね50%以下となる。

〈委員〉金利についても心配しなくても良いということか。

〈事務局〉元金のみでなくて、利息の分も交付税措置される。甲州市では有利な方法を活用しており、利率が0.5や0.3の短期で借り、5年借り換えという方法を活用して低い利率となるような工夫を行っている。

〈委員〉これからは、施設、道路などの補修回収の時期に入ってしまうと思う。利率の良いものが借りられないということも将来的には考えられる。ゴミ処理場についてはどうか。

〈事務局〉合併特例債での対応も検討したが、合併特例債ではない。県営事業負担金という、県が農道などを整備するのに、地元が25%負担するという制度があるが、これについては、全部が起債で賄えないので、このための起債として合併特例債を取っておいた。ゴミ処理施設に関しての起債は50%程度が返ってくるのでそれほど悪い起債ではなかった。

〈事務局〉合併特例債については10年が期限となっており、残余がある場合には、5年に限り、計画が延ばせるが、甲州市では5年延長するが、金額的に、1,2年であろうと考えている。それ以降は合併前の通常債になるため、非常に不利になる。合併後、10年間の財政運営と同様のことは、今後は非常に難しい。

〈委員〉工夫を行っても、橋やトンネル等の問題というのは非常に大きいものであり、6億ではすまないと考える。

〈事務局〉インフラ更新問題は、全国的な問題であり、インフラが老朽化していく

なかで、道路、建物、トンネル、橋梁、公園であり、それぞれのインフラについて長寿命化の計画を作成するが、莫大な予算が必要になる。計画を作成することによって、除却するものについては法改正がされ、除却債ということが可能となった。それらを活用する中で施設の統廃合や整備を進めていかななくてはならない。

〈委員〉公共施設マネジメントは、いつまでに作成しないとイケないのか。

〈事務局〉管財課で今年、白書を作成することになっている。学校や住民生活に直結するような施設は、総論的には、賛成であるが各論としては、地元の学校という話になると、反対ということが想定され、調整が非常に難しいと考えている。

〈委員〉住民との合意形成を行わなければならないので、スケジューリングが非常に難しいものと考えられる。遊休資産については、NPOなどの民間が活用方法の提案も行えるが、現状、その案を相談する部署が定まっていないため有効活用しにくいものとなっている。アダプトシステムなどの、道路も橋梁も、一括で10年間管理するというような契約形態も考えていかないとイケない。他にもネーミングライツや遊休資産の売却を進めて、何とかお金を作らないとイケないと考えている。

〈事務局〉合併市町村では、市に一つあれば良い施設についても、複数あり、職員の数も、お金も必要となる。合併した市町村には、それぞれ、この施設は我々が作ったものだ、という意識がどうしても残ってしまう。小学校についても、近い地域に小学校が旧村単位で複数ある地域があるが、統合については、すぐにはできないと感じている。当初は、大枠の話からしていくしかないと思う。中学校については、比較的大きい所に行かせたいと考える保護者が多くなってきている。

〈会長〉大綱のなかで、情報システムの共同開発、マイナンバー制度への取組については、市民との共有はないことであるので載せる箇所の変更をお願いしたい。

〈事務局〉事務事業の改善にあたる部分だと思うので、訂正する。

〈委員〉30ページのぶどうの丘の部分だが、PFIありきの標記になっているが、議会でも否決されたことなので標記を変えるべきではないか。推進委員会で提言するには、もう少し違う方法も入れる中で、と考えている。PFIは、下水道や水道などの事業では、全国共通の部分があり、なじむと思う。ぶどうの丘の事業は公営企業が行う事業とすれば、極めて特殊な形の事業である。ぶどうの丘のような施設に対してのPFIの先行事例はないと思う。ぶどうの丘については、お金の面からだけで、PFIという考え方となっているが、公がやることによって、消費者の信頼を得たり、観光拠点としての、意味合いが維持できたと感じるだけ

に違和感がある。議会で、議員が納得できていないということは、住民が納得できていないということである。行政改革大綱にPFIしかないという記載をすることはまた問題となる。ぶどうの丘に関しては、単なる行財政改革の一環としてではなく、まちのひとつのシンボルとして、いままで培ってきたものとして、公営で行ってきたからできたと思う。

〈事務局〉この部分については直したいと思う。ぶどうの丘の運営方法については、色々あるが、何らかの形で、民間の活力を入れていくということ有効と考えている。ぶどうの丘の運営については検討を行う、民間の活力については、もう少し研究して活用していくというような表現となると思う。説明が不足であったと指摘を受けているが、もう少し説明をしていくなかで、理解を得たいと思う。

〈委員〉民間は、シビアな部分があり、人がこなければ、年度の途中でもやめるといふことがある。公が行っていることにより、信頼感などもあり、もっているという面はあり、レストランについては、レストランでだすワインがあれば安い施設は他には、ない。施設規模を縮小してでも、一部民間をいれてもいいと思う。ぶどうの丘は山梨県のシンボルでもある。

〈会長〉今後の議論として、委員の意見をもらい、事務局サイドで議論、修正を行い、再度提出するという流れでいきたい。各委員の意見を伺い、事務局は現時点での考えでの回等、あるいは、もってかえって検討します、どちらかの形で、と思う。

〈委員〉30ページの④の病院事業で「地域を担う病院」という標記がありますが、これはどのようなものを指しているか。

〈事務局〉甲州市は医療機関として2つ持っており、1つは勝沼病院、2つは大藤診療所である。勝沼病院は、指定管理で山梨厚生会により、民間活力が図られている。今後も継続して指定管理制度を活用したいという意味である。大藤診療所は、医師不在期間があったが医師を雇用し直営方式をとっている。

〈委員〉第2次の部分で、実績以外に、課題等も記載があれば、第3次大綱を作成していくなかで参考になると思う。具体的にはP16の中学生までの医療費助成について、金額が記載されていれば、今後、何年先まで維持できるかという話もできるかと思う。将来的には、財政面で、このような制度は維持できない可能性があると感じている。

〈会長〉この委員会では、成果、チェックまでを範囲としているため、成果だけでなく課題も記載が必要だと思う。

〈事務局〉第二次大綱につきましては、量より質という、漠然とした目標を掲げて取り組んできたために、文言的なものを中心になっている。現状で、実績として、ある程度、見えてきたものについて記載をしてある。課題として残ってしまったものについては、今後、追加をしていく予定である。

〈委員〉最終的には、冊子になって各戸に配布されるのか。

〈事務局〉各戸配布は行わないが、ホームページには、大綱を掲載する予定である。第二次大綱の検証の部分については、第三次大綱の本質的な内容と異なることから、第三次大綱案からは、外して作成することになると考えている。今回は、資料として一つとして掲載を行った。

〈会長〉市長からの諮問では、第三次大綱について諮問をされたので、基礎資料として、第二次大綱の実績があるが、最終的には第三次大綱の文言や表現を私たち委員が責任をもって、この委員会で提出するという形になる。

〈委員〉26ページに指定管理者制度や民間委託について記載があるが、この程度の民間委託では足りないと感じる。介護保険関係の事業とか、委託できるものも市が持っている。訪問看護ステーションなど、民間でできることも、まだ市が持っているのではなく、精査を行い、本来、市が行うべきことを行うということに、する必要がある。民間委託の部分については、さらに突っ込んで、それぞれの担当課長が、これが入ってしまったかとなるぐらいの形で取り組まないと、なかなか市民が納得できるような、ものとならない。

〈事務局〉大綱では、この表現にしているが、今後作成する実施計画で、具体的な説明を挙げていくようなことになる。

〈会長〉ここでは事務事業のこととして書いてあるので、それぞれの特別会計の部分については、特別会計の中で記載をすることになるかと思う。実施計画を見てからということになるかと思う。

〈事務局〉具体的には、いくつかの候補があがっているが、原課との内部調整が必要なものもあり、難しい面はある。

〈委員〉内部調整が難しいから逆に、これに書き込んでしまって、やらせるということも可能だと思う。

〈事務局〉病院、訪問看護は、直接、市でなくても、民間が行っているのだから、委員の意見のとおりである。

〈**会長**〉これは、市長からの諮問なので、委員会として、示して、最終的には議会と行政の執行部が考えていくことだと思う。記載していくことは必要であると考ええる。

〈**委員**〉民間委託については、情報公開を行う中で、提案を受け付けることとして、提案を行った団体については、アドバンテージを与えていくということから組み立てていくことが必要ある。民間からの提案として、もっとうまく出来ますという提案はあるかと思う。また、提案を持っていく庁内の受付部署を作っていくことが必要だと考える。

〈**委員**〉少子高齢化という状況になってきて、地元の中学校も人数が少ない状況である。統合しても良いのではないかという意見が多数で出ており、統合することによって、財政的に経費削減になると思う。積極的に進めていくべきだと考える。

〈**委員**〉統合して空いた施設について、市が積極的に活用策を提案してくることが必要である。それを、市外へ発信することにより、様々な人が入ってくることにより人口も増える。農業分野でも、マイナスをプラスに転換するような発想が必要だと思う。

〈**会長**〉学校施設の利用形態として宿泊施設や研修施設などが考えられると思う。大綱に、施設統合に際しては、残っている施設の活用策について考えていくということで入れていくことは良いと思う。

〈**事務局**〉今の話は、大枠での公共施設マネジメントの話になると思いますが、未利用施設の有効活用とうことで入れることとする。

〈**会長**〉公共施設マネジメントについては、職員も首長も議員も覚悟がいると思う。また議員の覚悟もいると思う。どこかで首を覚悟で行わないと出来ないと考える。

〈**委員**〉東郡が、一番、難しい地域である。話が出て全て潰されている。郡内などでは、大月でも小学校が、統合されており、身体障害者の施設として利用されており、雇用も発生し、活性化につながっている。東郡の地域では、学校は地域の核であるという意識が非常に強くある。

〈**会長**〉公共施設マネジメントは、実施計画レベルで地域の方々の協力、指導性が重要になってくる。

〈**委員**〉上野原も、熱心にやっている。

〈委員〉郡内は、財政が厳しいのであれば致し方ないという判断がされており、すごいと感じている。

〈事務局〉学校や住民生活に直結する施設については、首長の意思が大きく影響する。

〈委員〉行政改革について、住民との合意形成の機会がないと考えており、その手法も確立されていない。土地利用についても、国土利用計画において、例えば農地をについて住民が集まり話し合う機会がない。過去に存在した地域協議会があればその役割を担ったのではないかと感じている。説明会を開催する際には、住民のなかに反対の意思が芽生え始めている中での説明になってしまう。当初から反対という雰囲気の中で説明会を開催することにより、余計なエネルギーが必要になってしまうのではないか。学校の統廃合においても、一つの家の中でも家族間で意見が異なる場合がある。祖父母世代は、統合反対だが、両親世代は賛成ということは多々ある。

〈会長〉住民合意まで含めた行政改革という、政治学では、ガバナンス型の統治という表現になる。過去においては、ガバメントが大きく、様々なことができたが、現在の縮小した、ガバメントでは、力が発揮できなくなっている。

このような中、市民に、何を考えてもらうかという事で、今後のあり方としての模索が合意形成ということになる。大綱に、今後住民合意の手法についても検討するなどの文言を盛り込み答申としても良いと思う。

〈事務局〉入れる箇所としては、協働のなかの市民参画である。

〈委員〉議論の場としての協議会が地域に存在しない。

〈事務局〉地域協議会があったが機能しなかった。

〈委員〉機能させなかったということではないか。

〈委員〉地域協議会というようなものは、どのような運営形態になるかは別にして、これからの時代には必要である。行政改革などで、環境委員については統合されてしない、役職が減ったことにより、地域の話し合いの仕組みが縮小してしまった面はある。

〈委員〉行政改革と異なるが、寝たきりの方、乳幼児などの、生活の所在が分からないという方がおり、把握をどのようにしたらよいかと感じている。

〈会長〉現状の届け出制は、前提として届け出ることになっているので、現行では難しいものになっている。

〈委員〉災害関係では、組長が把握して届け出を行った。

	<p>〈事務局〉要援護者台帳というのを整備しているが、手上げ方式なので、100%の把握ということにはなっていない。小さなコミュニティほど、一生懸命取り組んでいるが、ある程度大きいコミュニティになると難しい面もある。</p> <p>〈委員〉100%には、ならないが、努力はし続けなければならないと思う。</p> <p>〈事務局〉個人情報保護法により、取組が困難になった。過去には、職務の中で、ある程度、深く入ることができた。市民課等では情報を持っているが口外はできない。</p> <p>〈会長〉私は甲府市の保健福祉計画に関わっているが、この議論に関して、甲府市では地域福祉計画でカバーしようとしている。住民票の有無にかかわらず、実際に住んでいることを把握するには、民生委員や自治会長である。甲府市では、福祉推進員という役割もある。やはり、あくまでも相手の承認が得られないと、情報化、共有化できないものとなっている。しかし、諸運をうけ情報を地域単位のなかで、ある程度複数の関係者が把握しているという状況にはなっている。大綱に盛り込むかどうかは別にして、将来的に大きなテーマとなってくると思う。</p> <p>〈事務局〉スケジュールについて説明。1月に答申をスケジュールでは、予定しているが、委員会の進行により、3月末が最終的な期限となるので、委員会の回数を増やすことは可能である旨の説明を行った。</p> <p>その他については、無かったため、午後16時40分閉会</p>
<p>会議資料</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 〈資料1〉第三次行政改革大綱案 1 2. 〈資料2〉甲州市付属機関に設置に関する条例および施行規則 3. 〈資料3〉策定スケジュール 4. 〈資料4〉第5期行政改革推進委員名簿
<p>問い合わせ先</p>	<p>政策秘書課 政策調整担当</p> <p>TEL 0553-32-5064</p>